

# 薬物乱用防止啓発等業務委託仕様書

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課  
(担当 山副、川井 電話 075-222-3430)

この仕様書は、京都市（以下、本市）が発注する以下の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

## 1 契約件名

薬物乱用防止啓発等業務

## 2 事業目的

近年、大麻の検挙者が増加し、その半数以上は30歳未満で占められるなど、薬物乱用の低年齢化が進行している。

また、市販薬を大量服用するオーバードーズも社会問題となっている。

薬物乱用の根絶に向け、特に若年層に対し、薬物使用の危険性等を訴えかけるためにSNSを用いた配信により効果的な啓発を行う。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年7月31日

## 4 業務内容

### (1) 広告用動画のSNSでの配信について

- 本市が指定する15秒間の動画を、SNS等広告として配信することとし、配信回数は延べ最低20万回再生とする。
- 配信は3回に分けて実施し、配信期間は概ねそれぞれ1ヵ月間とする。  
なお、配信期間は本市が指定する。
- SNS等はYoutube広告、Instagram広告またはそれに準ずるものであること。
- 配信する広告は本市が指定する動画広告を基本とすること。
- Youtube広告及びInstagram広告以外の広告を行う場合、または広告を動画広告以外とする場合は、広告内容について本市と事前に協議を行うこと。
- 本市の指定するURLをランディングページとして設定すること。
- 広告配信は、本市内の10歳代～30歳代の若年層を対象に向けたものとして設定し、その設定内容は受託者が必要な助言を行い、本市が決定するもの

とする。

- ・ 動画の配信結果については配信期間ごとに京都市に報告すること。

#### 4 受託者の条件

以下の（１）～（３）のいずれの条件も満たしていること。

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しないものであること。
- （２） 本市の入札参加資格者名簿に登録されており、業務の履行に必要な能力・技術等を有する作業員を有していること。
- （３） 本市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者に該当しないものであること。

#### 5 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議すること。
- ・ 貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、本市担当者の指示に従うこと。
- ・ 業務の履行に伴い発生した受託者の責に帰する損害については、受託者が責任を負うこと。
- ・ 受託者自身が履行状況を証する資料を保管し正確な状況を把握し、本市の求めに応じて提出すること。
- ・ 業務の履行状況の実態を把握するため、本市が立入検査又は監査を求めることができ、受託者はそれを受け入れなければならないこと。
- ・ 委託料は、業務履行後、受託者の適正な請求書の提出後、３０日以内に支払うこととする。
- ・ 本仕様について疑義があるときは、契約前に本市との間で十分協議しておくこと。また、業務開始後に本仕様について疑義が生じた場合は本市と協議を行い、本市の指示に従うこと。